

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成24年11月1日(2012.11.1)

【公開番号】特開2011-28696(P2011-28696A)

【公開日】平成23年2月10日(2011.2.10)

【年通号数】公開・登録公報2011-006

【出願番号】特願2009-176613(P2009-176613)

【国際特許分類】

G 06 F 3/12 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/12 C

【手続補正書】

【提出日】平成24年9月13日(2012.9.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

印刷ジョブを生成するプリンタドライバを選択する選択手段と、

前記選択されたプリンタドライバが所定の条件を満足する場合、プリンタドライバに依存しない第1設定項目の印刷設定情報とプリンタドライバに依存する第2設定項目の印刷設定情報の両者を受け付ける設定画面を表示し、前記選択されたプリンタドライバが前記所定の条件を満足しない場合、前記選択されたプリンタドライバが前記所定の条件を満足しないことを示すメッセージが表示された後、前記第1設定項目の印刷設定情報を受け付け、かつ、前記第2設定項目の印刷設定情報を受け付けない設定画面を表示する表示制御手段とを備え、

前記表示制御手段により表示される設定画面は、前記プリンタドライバにより提供される設定画面とは異なることを特徴とするデータ処理装置。

【請求項2】

前記設定画面にはプレビュー画像が含まれることを特徴とする請求項1に記載のデータ処理装置。

【請求項3】

前記第1設定項目とは、両面印刷、片面印刷、製本印刷のいずれを実行するかを特定するための印刷方法に関する印刷設定情報を設定するための項目、綴じ処理に関する印刷設定情報を設定するための項目、カラーモードに関する印刷設定情報を設定するための項目であり、

前記第2設定項目とは用紙の面に配置されるページ数を示すレイアウトに関する印刷設定情報を設定するための項目であることを特徴とする請求項1または2に記載のデータ処理装置。

【請求項4】

前記所定の条件を満足するプリンタドライバが選択された場合に表示された前記設定画面を介して受け付けた指示に従い前記第1および前記第2設定項目の印刷設定情報が設定された後、前記プリンタドライバの前記設定画面を介して受け付けた指示に従い新たな印刷設定情報が設定された場合、前記新たな印刷設定情報を使用するか否かをユーザに問い合わせる問い合わせ手段を更に備えることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載のデータ処理装置。

【請求項 5】

前記問い合わせ手段による問い合わせの結果が、前記プリンタドライバの設定画面を介して受け付けた指示に従い設定された前記新たな印刷設定情報を使用することを示す場合、前記表示制御手段は、前記第1設定項目の印刷設定情報を受け付け、かつ、前記第2設定項目の印刷設定情報を受け付けない設定画面を表示することを特徴とする請求項4に記載のデータ処理装置。

【請求項 6】

印刷ジョブを生成するプリンタドライバを選択する選択工程と、

前記選択されたプリンタドライバが所定の条件を満足する場合、プリンタドライバに依存しない第1設定項目の印刷設定情報とプリンタドライバに依存する第2設定項目の印刷設定情報の両者を受け付ける設定画面を表示し、前記選択されたプリンタドライバが前記所定の条件を満足しない場合、前記選択されたプリンタドライバが前記所定の条件を満足しないことを示すメッセージが表示された後、前記第1設定項目の印刷設定情報を受け付け、かつ、前記第2設定項目の印刷設定情報を受け付けない設定画面を表示する表示制御工程とを備え、

前記表示制御工程により表示される前記設定画面は、前記プリンタドライバにより提供される設定画面とは異なることを特徴とするデータ処理方法。

【請求項 7】

コンピュータを、

印刷ジョブを生成するプリンタドライバを選択する選択手段と、

前記選択されたプリンタドライバが所定の条件を満足する場合、プリンタドライバに依存しない第1設定項目の印刷設定情報とプリンタドライバに依存する第2設定項目の印刷設定情報の両者を受け付ける設定画面を表示し、前記選択されたプリンタドライバが前記所定の条件を満足しない場合、前記選択されたプリンタドライバが前記所定の条件を満足しないことを示すメッセージが表示された後、前記第1設定項目の印刷設定情報を受け付け、かつ、前記第2設定項目の印刷設定情報を受け付けない設定画面を表示する表示制御手段として機能させ、

前記表示制御手段により表示される設定画面は、前記プリンタドライバにより提供される設定画面とは異なることを特徴とする前記コンピュータが読み取り可能なプログラム。

【請求項 8】

前記設定画面にはプレビュー画像が含まれることを特徴とする請求項7に記載のプログラム。

【請求項 9】

前記第1設定項目とは、両面印刷、片面印刷、製本印刷のいずれを実行するかを特定するための印刷方法に関する印刷設定情報を設定するための項目、綴じ処理に関する印刷設定情報を設定するための項目、カラーモードに関する印刷設定情報を設定するための項目であり、

前記第2設定項目とは用紙の面に配置されるページ数を示すレイアウトに関する印刷設定情報を設定するための項目であることを特徴とする請求項7または8に記載のプログラム。

【請求項 10】

前記所定の条件を満足するプリンタドライバが選択された場合に表示された前記設定画面を介して受け付けた指示に従い前記第1および前記第2設定項目の印刷設定情報が設定された後、前記プリンタドライバの前記設定画面を介して受け付けた指示に従い新たな印刷設定情報が設定された場合、前記新たな印刷設定情報を使用するか否かをユーザに問い合わせる問い合わせ手段として機能させるための請求項7乃至9のいずれか1項に記載のプログラム。

【請求項 11】

前記問い合わせ手段による問い合わせの結果が、前記プリンタドライバの設定画面を介して受け付けた指示に従い設定された前記新たな印刷設定情報を使用することを示す場合

、前記表示制御手段は、前記第1設定項目の印刷設定情報を受け付け、かつ、前記第2設定項目の印刷設定情報を受け付けない設定画面を表示することを特徴とする請求項10に記載のプログラム。

【請求項12】

前記選択されたプリンタドライバが所定の条件を満足するか否かは、前記選択されたプリンタドライバのバージョン情報により判定されることを特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載のデータ処理装置。

【請求項13】

前記選択されたプリンタドライバが所定の条件を満足するか否かは、前記選択されたプリンタドライバのバージョン情報により判定されることを特徴とする請求項7乃至11のいずれか1項に記載のプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本願は、印刷ジョブを生成するプリンタドライバを選択する選択手段と、前記選択されたプリンタドライバが所定の条件を満足する場合、プリンタドライバに依存しない第1設定項目の印刷設定情報と前記プリンタドライバに依存する第2設定項目の印刷設定情報の両者を受け付ける設定画面を表示し、前記選択されたプリンタドライバが前記所定の条件を満足しない場合、前記選択されたプリンタドライバが前記所定の条件を満足しないことを示すメッセージが表示された後、前記第1設定項目の印刷設定情報を受け付け、かつ、前記第2設定項目の印刷設定情報を受け付けない設定画面を表示する表示制御手段とを備え、

前記表示制御手段により表示される設定画面は、前記プリンタドライバにより提供される設定画面とは異なることを特徴とする。